

第7章 バリアフリーに関する情報提供の促進

7-1 本市における情報のバリアフリーの現状

市のホームページでは、年齢や身体条件、利用する閲覧環境などに関係なく、本市の情報やサービスを提供することができるよう、ウェブアクセシビリティ※に配慮したホームページ制作に取り組んでいます。

令和元年（2019年）11月の市のホームページリニューアルでは、総務省「みんなの公共サイト運用モデル改訂版（2016年）」及びウェブアクセシビリティの基準である「JIS X 8341-3:2016」への対応を行い、適合レベルAA準拠（一部AAA基準を満たす）の試験結果が出ています。

これにより、障がいのある方も含め、市の発信する情報にアクセスしやすい状況を構築でき、今後も継続的に試験を実施し、対応状況に応じて見直しを図ることとしています。

バリアフリーに関する施設情報については、市のホームページで公開している「いいとだマップ（電子地図）」で掲載しており、公共施設や医療施設、店舗などを対象に主要なバリアフリー設備（車いす使用者用トイレ、誘導用ブロックなど）の有無といった情報を提供しています。

今後も継続的な施設の追加・更新が重要となります。



図 施設のバリアフリー情報の表示内容の例

※ウェブアクセシビリティ：高齢者や障がい者など心身の機能に制約のある人でも、年齢的・身体的条件に関わらず、ウェブで提供されている情報にアクセスし利用できること

7-2 情報のバリアフリー促進のための取組

(1) いいとだマップの活用促進

促進方針において位置づけた生活関連施設のうち、現状で情報提供していない施設や、公園・道路のバリアフリーに関する情報等について、いいとだマップの掲載内容を充実していきます。特に、バリアフリー基本構想で設定する重点整備地区においては、歩道幅員や誘導用ブロックの設置状況、バリアフリー対応信号機の設置状況などの情報を提供することで、移動と施設利用に関する一体的な情報を提供することを目指します。

また、情報を管理する庁内関係部署と連携し、引き続きアクセシビリティに配慮したホームページとなるよう「JIS X 8341-3：2016」への対応を行うとともに、いいとだマップの認知度を高め、より多くの人に利用していただくための周知活動を促進します。

- ◆ 生活関連施設・公園・道路等に関する記載の充実
- ◆ アクセシビリティに配慮したページへの継続的な改善
- ◆ いいとだマップの認知度向上のための周知活動

(2) バリアフリーに関する情報収集の仕組み

現在のいいとだマップでは、民間施設については、医療施設や金融機関、商業施設等の一部の施設のバリアフリー情報が掲載されています。この内容の充実を図ることにより、より多くの人々の利便性の向上に寄与すると考えられます。現在の情報は、バリアフリー設備の有無に関するものですが、特に生活に身近な小規模店舗や飲食店などでは、車いすやベビーカーでも利用可能な席を用意できるか、人による支援が受けられるかなど、ソフト的な対応も含めてより個別施設の状況に応じた情報発信が必要です。

現状でも掲載を希望する事業者が申請できる仕組みはありますが、より民間施設がバリアフリーや人的支援を含めたおもてなしの取組を積極的に発信し、PRに活用できるようにすることで、事業者、利用者双方にとってメリットのあるページとしていくことが望まれます。

- ◆ 民間施設からのバリアフリー情報の受け入れ・発信体制の充実
- ◆ 民間施設への情報提供の働きかけ